

役員等報酬規程

社会福祉法人ともえ会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともえ会（以下、「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会評議員選任・解任委員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施、入札の立ち会いなど役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は、次のとおりとする。ただし、法人業務に従事する時間が4時間に満たない場合は、その5割とする。

理事長	30,000円
理事	20,000円
監事	20,000円
評議員	20,000円
評議員選任・解任委員	20,000円

4 前項の報酬の支給については、職員の給与規程に準ずる。

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費規程に準ずる。

3 交通手段が公共交通機関によらない場合の交通費実費は、往復の距離数に1キロメートル当たり30円を乗じて得た額とする。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

2 評議員選任・解任委員を兼務する監事が監事監査業務を行う日と同一日に評議員選任・解任委員会に出席する場合の報酬は、合計時間数に応じて支給するものとする。

ただし、費用弁償は重複支給しない。

(変更)

第5条 この規程を変更する場合は、評議員会が決定する。

附則 この規程は、平成29年3月1日から施行する。